

送第一四〇號

平井

奧地利洪牙利特命全權公使バロンド、ビーゲレ
ベン叙勳ノ儀別紙ノ通り致上奏候間可然御
取計有之度此段申進候也

明治二十五年六月廿九日

外務大臣子爵榎本武揚



賞勳局總裁侯爵西園寺公望殿

墺地利洪牙利特命全權公使バロンド、
ビロゲレイベン儀ハ去ル明治二十二
年三月就任シ爾來滿三年以上在勤シ
而シテ近々闕下ヲ辞シ歸國可致ニ付
テハ勳一等ニ叙セラレ旭日章ヲ下賜
リ候様仕度此段謹テ上奏ス
明治二十五年六月二十九日

外務大臣子爵榎本武揚





奥地利洪牙利特命全權公使バロンド、
ビーゲレーベン叙勲ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治廿五年六月三十日

内閣總理大臣伯爵松方正義 為

賞勳局通二二號

内官

勳一五七番

七月一日裁可

七ノ...

明治廿五年六月廿九日

内閣總理大臣 勅 賞勳局總裁



外務大臣上奏 澳地利 殊牙利 特命全
權公使 ハリス ト ビー ゲー レン 叙勳之 儀 左
ハ 外交上ノ 禮遇ヲ 以テ 勳一等 旭日章
ヲ 授與被 仰出可 茲茲 此段 允裁 仰

送第一に記號(業)

本邦駭割墾地利洪牙利特命全權公使
バロントビーゲレーベニヲ令般勲一等ニ叙マラレ旭日
大綬章ヲ下賜ラタリ付傳達方取計之處
深ク

聖恩ノ優渥ナルヲ感銘シ謹テ謝詞ヲ奏上
致度旨申出タリ可成以執奏有之此
段申進之也

明治二十五年七月七日

外務大臣子爵 板野武揚



貴勲ヲ總裁候事西園寺公望殿

三十二

